

出資団体等情報公開要綱（教育委員会）

（趣旨）

第1条 この要綱は、函館市情報公開条例（平成13年函館市条例第7号。以下「条例」という。）第27条に規定する教育委員会の所管に属する出資団体等の情報公開の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

（出資団体等）

第2条 条例第27条第1項の規定により出資団体等として教育委員会が定めるものは、次に定めるとおりとする。

- (1) 公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団
- (2) 一般財団法人函館市学校給食会
- (3) 市から継続的（前々年度から当該年度まで引き続けていることをいう。）に補助金、負担金および交付金（以下「補助金等」という。）を受けている法人または団体

（経営状況を説明する文書の公開）

第3条 前条第1号および第2号に定める法人は、毎事業年度終了後おおむね3箇月以内に、別表左欄に掲げる法人の名称に応じ同表右欄に定める経営状況を説明する文書を教育委員会に提出するものとし、かつ、当該文書を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定により提出された経営状況を説明する文書は、総務部文書法制課情報公開コーナーに備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（提供を求める文書の範囲）

第4条 条例第27条第2項の規定により教育委員会が出資団体等に対して提出を求める文書は、平成13年4月1日以後に、出資団体等の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（紙に出力されたものに限る。）であって、当該出資団体等の職員が組織的に用いるものとして、当該出資団体

等が保有しているものをいう。

(保有文書の提出)

第5条 出資団体等は、条例第27条第2項の規定に基づき教育委員会から保有する文書の提出を求められた場合において、当該文書に条例第7条に規定する非公開情報に相当する情報が記録されているときは、意見を付したうえで、その求めに応ずるよう努めなければならない。

2 第2条第3号に規定する出資団体等にあつては、前項の規定にかかわらず、市の補助金等の交付の対象となった事業に要する経費以外の経費に係る文書を除いて、その求めに応ずるものとする。

3 出資団体等は、条例第27条第2項の規定に基づき教育委員会から保有する文書の提出を求められたときは、14日以内にその諾否を決定するものとする。ただし、正当な理由により、14日以内に決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。

(全額出資団体の情報公開)

第6条 公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団および一般財団法人函館市学校給食会は、前条第1項の文書の提出を求められたときは、同項の規定にかかわらず、条例の制定の趣旨にのっとり、その求めに応ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>公益財団法人 函館市文化・ スポーツ振興 財団</p>	<p>(1) 定款 (2) 役員等名簿 (3) 事業計画書 (4) 収支予算書 (5) 財産目録 (6) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 (7) 報酬等の支給の基準を記載した書類 (8) キャッシュフロー計算書（作成している場合に限る。） (9) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 (10) 貸借対照表 (11) 正味財産増減計算書 (12) 事業報告書 (13) (10)～(12)に係る附属明細書</p>
<p>一般財団法人 函館市学校給 食会</p>	<p>(1) 定款 (2) 役員等名簿 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 事業報告 (6) (3)～(5)に係る附属明細書</p>